

業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和6年7月～9月契約分）

※令和7年2月28日、61番～66番を追加しました。

※令和7年10月29日、67番を追加しました。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	職場の接遇センスアップ研修業務（①接遇向上リーダー育成 ②接遇意識・スキル向上）	株式会社日本マネジメント協会	R6. 7. 1	1, 041, 100	業務の内容や性質・目的から価格競争で受託者を決定することは適当でなく、企画内容について評価され決定した事業者について、受講者からの評価を検証し、改善点を次年度の研修内容に反映させることを一定期間継続することが、質の高い研修を維持するうえで合理的である。 当該事業者は、令和2年度の指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、最適な事業者として決定され、令和3～5年度の研修において、受講者から高い評価を受けている。 以上から、当該事業者が最も質の高い研修を実施することができると考えられるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2088）
2	2年目職員研修業務委託（①文章力向上 ②プレゼンテーション能力向上）	株式会社話し方教育センター	R6. 7. 1	1, 221, 840	業務の内容や性質・目的から価格競争で受託者を決定することは適当でなく、企画内容について評価され決定した事業者について、受講者からの評価を検証し、改善点を次年度の研修内容に反映させることを一定期間継続することが、質の高い研修を維持するうえで合理的である。 当該事業者は、令和元年度の指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、最適な事業者として決定され、令和2～5年度の研修において、受講者から高い評価を受けている。 以上から、当該事業者が最も質の高い研修を実施することができると考えられるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2088）
3	人事考課フォローアップ研修業務委託	学校法人産業能率大学	R6. 7. 1	1, 030, 180	浜松市人材育成基本方針及び人事考課制度の立案に携わっており、本市の実際の制度運用に則した研修を実施する上で、他の事業者に代替することは困難であるため。また、過去の人事考課研修において、受講者から高い評価を受けているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2088）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
4	女性職員等支援研修業務（①女性職員キャリアアシスト研修 ②女性職員スキルアップ研修 ③育児休業職員職場復帰支援研修）	株式会社インソース	R6. 8. 7	1, 005, 940	業務の内容及性質・目的から価格競争で受託者を決定することは適当でなく、企画内容について評価され決定した事業者について、受講者からの評価を検証し、改善点を次年度の研修内容に反映させることを一定期間継続することが、質の高い研修を維持するうえで合理的である。 当該事業者は、令和元年度の指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、最適な事業者として決定され、令和2～5年度の研修において、受講者から高い評価を受けている。 以上から、当該事業者が最も質の高い研修を実施することができると考えられるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2088）
5	浜松市人事給与システム改修（児童手当制度改正対応）業務	富士通 J a p a n 株式会社 静岡公共ビジネス部	R6. 7. 24	5, 385, 600	今回、改修を行う人事給与システムは、富士通 J a p a n 株式会社（静岡公共ビジネス部）のパッケージ製品を浜松市用にカスタマイズしたものであり、その開発、導入及び保守・管理を同社が行っていることから、システム改修することが可能な唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2081）
6	浜松市市内データ分析基盤実証事業データ抽出業務	日本電気株式会社 浜松支店	R6. 7. 1	6, 358, 000	データ分析に使用する業務データは、日本電気株式会社が開発・構築し著作権を有するパッケージシステムが保有しており、データ抽出作業を迅速かつ確実に行うことができるのは、システムについて熟知している同業者だけであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 （電話：053-457-2454）
7	浜松市市内データ分析基盤実証事業	株式会社エーティーエルシステムズ	R6. 7. 25	21, 296, 176	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社エーティーエルシステムズ(2, 070点) 2位：B社（1, 830点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 （電話：053-457-2454）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
8	浜松市建設総合情報システム更新時のデータ移行及び更新設定	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R6. 7. 17	7, 414, 000	浜松市建設総合情報システムは当該会社が開発したもので、システム構成等の多くが特殊仕様となっており、他社によるシステム管理は困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部技術監理課 （電話：053-457-2426）
9	浜松市固定資産税土地評価支援業務（令和9年度評価替え対応分）	一般財団法人日本不動産研究所 浜松支所	R6. 7. 8	102, 300, 000	業務を円滑かつ確実に遂行するためには、①固定資産税評価に係る幅広い知見・経験を有し、本市と同等以上の規模の自治体での同種の契約の経験があること②本市の土地価格事情を熟知し、市内での豊富な鑑定実績を有する不動産鑑定士を業務に従事させることの2点が求められるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 （電話：053-457-2629 ）
10	浜名区固定資産現況調査業務	株式会社ゼンリン 浜松営業所	R6. 8. 7	1, 320, 000	過去に現地の状況を把握して、本業務の実施に当たり必要とされる下記の要件を全て満たす業者で、入札参加資格者名簿（業務委託）に登録しているため。 ①著作物である地図情報データを著作権者として利用できる。 ②地図作成の調査時に収集し、地図製品には反映していない、ソーラー発電施設用地等課税上必要な情報を有している。 ③他の自治体で同様の業務で実績がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 （電話：053-457-2629 ）
11	令和6年度法改正に伴う戸籍システム改修業務	非公開	R6. 7. 19	20, 900, 000	戸籍システムは、随契約相手方のパッケージソフトを使用している。パッケージソフトの著作権は随契約相手方が有しており、システム改修作業は同社しか行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 戸籍住基担当 （電話：053-457-2834）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
12	アクトシティ浜松Aゾーン中ホールピアノ分解整備業務	株式会社河合楽器製作所 浜松公教販	R6. 8. 7	3, 947, 293	株式会社河合楽器製作所浜松公教販は、本業務の対象ピアノの製作メーカーであり、また現在保守点検及び調律を行っているため、対象ピアノの構造及び現在の劣化状況について熟知している。アクトシティ浜松が保有するピアノとして相応しい品質を維持していくためには、製作から販売、保守、調律のほか修繕、分解整備まで一貫して自社で行うことにより製品の品質を確保している当該業者に発注する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 （電話：053-457-2417）
13	浜松市指定有形文化財木造阿弥陀如来坐像保存修理業務	吉備文化財修復所	R6. 7. 5	5, 392, 200	本市及び県の文化財所管課が持つ情報により、本件の業務対応ができる可能性がある業者2者があげられたが、1者は繁忙を理由に新規の修理業務の受け入れを不可とし、契約先が限られたため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部文化財課 （電話：053-457-2466）
14	令和6年度 伊場遺跡群出土木簡修理及び保存処理業務	株式会社吉田生物研究所	R6. 7. 25	6, 207, 300	本事業の対象資料は静岡県指定文化財であり、なおかつ国内でも重要な資料群である。また、薄い木片に文字の書かれた非常に繊細な資料が多いため、取扱いには細心の注意を払う必要がある。入札参加資格登録業者で木製考古資料の保存処理実績は3者が有するが、仕様書で示した処理方法が可能で、重要文化財での実績を有する業者は1者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部博物館 （電話：053-456-2208）
15	令和6年度浜松市避難行動要支援者管理システムにおける民生委員地図機能等整備改修業務委託	株式会社ナカノアイシステム	R6. 8. 20	2, 929, 000	システム内に民生委員担当エリアの地図データを構築するとともに、既存の民生委員名簿のデータを民生委員のマスタ情報としてシステム内で管理するための機能を本システムに追加するシステム改修業務を委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2326）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
16	令和6年8月制度改正に伴う介護保険システム改修業務委託	富士通 J a p a n株式会社 静岡公共ビジネス部	R6.7.1	8,254,620	本システムは、指名業者が著作権を有しており、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 (電話：053-457-2861)
17	令和6年度はまつかいご魅力発信事業運営業務委託	株式会社東海道シグマ浜松支店	R6.7.1	2,998,600	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価得点】 1位：株式会社東海道シグマ浜松支店(374点) 2位：B社(340点)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 (電話：053-457-2862)
18	子育て世帯に対するフードパントリー事業	NPO法人サステナブルネット（あいホール会場）	R6.7.3	3,000,000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。指名業者は、地域で子どもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)
19	子育て世帯に対するフードパントリー事業	NPO法人サステナブルネット（中瀬協働センター会場）	R6.7.3	3,000,000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。指名業者は、地域で子どもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)
20	子育て世帯に対するフードパントリー事業	一般社団法人みらいTALK（はままつ友愛のさと会場）	R6.7.3	3,000,000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。指名業者は、地域で子どもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
21	子育て世帯に対するフードパントリー事業	一般社団法人みらいTALK（北浜南部協働センター会場）	R6. 7. 3	3, 000, 000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。指名業者は、地域で子どもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
22	子育て世帯に対するフードパントリー事業	特定非営利法人しんみらいプロジェクト（南浅田公民館会場）	R6. 7. 3	3, 000, 000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。指名業者は、地域で子どもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
23	子育て世帯に対するフードパントリー事業	特定非営利法人しんみらいプロジェクト（ふれあい作業所会場）	R6. 7. 3	3, 000, 000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。指名業者は、地域で子どもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
24	浜松市子育て支援ひろば一時預かり事業	社会福祉法人いずみ会	R6. 8. 1	3, 900, 000	子育て支援ひろば事業の受託者であり、実施場所の利便性や広さ、施設の団体が持つノウハウや支援実績により、当該業者が本業務に最適な者であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2793）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
25	浜松市子育て支援ひろば一時預かり事業	一般社団法人ここみ	R6. 8. 1	3,900,000	子育て支援ひろば事業の受託者であり、実施場所の利便性や広さ、施設の団体が持つノウハウや支援実績により、当該業者が本業務に最適な者であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
26	浜松市子育て支援ひろば一時預かり事業	社会福祉法人和光会	R6. 8. 1	3,900,000	子育て支援ひろば事業の受託者であり、実施場所の利便性や広さ、施設の団体が持つノウハウや支援実績により、当該業者が本業務に最適な者であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
27	浜松市子育て支援ひろば一時預かり事業	社会福祉法人ひかりの園	R6. 8. 1	3,900,000	子育て支援ひろば事業の受託者であり、実施場所の利便性や広さ、施設の団体が持つノウハウや支援実績により、当該業者が本業務に最適な者であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
28	浜松市生活困窮世帯への習い事等支援事業	株式会社日本旅行 浜松支店	R6. 7. 1	33,537,000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社日本旅行（602点） 2位：B社（520点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)
29	令和6年度クリハラリス捕獲業務	特定非営利活動法人 Roots Japan	R6. 7. 31	7,576,800	鳥獣保護管理法に基づき、県知事が認定する「認定鳥獣捕獲等事業者（対象鳥獣：タイワンリス）」であれば、クリハラリスの捕獲に関する知識及び技能が一定の基準に適合していることが認められる。クリハラリスを効果的に捕獲するため、認定鳥獣捕獲等事業者の中で唯一の登録事業者との一者特命随意契約とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境政策課 (電話：053-453-6149)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
30	ばいじん運搬及び資源化処理業務	株式会社ヤマモト	R6. 8. 30	1, 221, 000	特別管理一般廃棄物（ばいじん）又は、特別管理産業廃棄物（ばいじん）の収集運搬及び処分の許可をもつため、廃棄物処理法第14条の4第17項の規定により同種の一般廃棄物を扱える業者で、かつ、ばいじんの資源化が可能な市の登録業者は1者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理施設課 （電話：053-453-6141）
31	浜松市営小型自動車競走山陽小型自動車競走場借上ミッドナイト開催実施業務	一般財団法人西日本小型自動車競走会	R6. 7. 1	28, 904, 040	一般財団法人西日本小型自動車競走会（福岡県飯塚市）は、小型自動車競走法第42条の規定により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行うことができる競走実施法人として指定を受けた団体であり、山陽小野田市と委託契約を締結し、山陽小型自動車競走場におけるオートレースの実施に関する業務を一手に担っている。 当該団体でなければ、当市が山陽小型自動車競走場を借り上げてミッドナイトレースを開催することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 （電話：053-471-0066）
32	令和6年度「第3回ドローンサミット」浜松市共同出展ブースに係る設営等業務委託	有限会社キーウエストクリエティブ	R6. 7. 5	3, 990, 800	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：有限会社キーウエストクリエティブ（367点） 2位：B社（331点） 3位：C社（330点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 （電話：053-457-2044）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
33	浜松市中心市街地活性化基本計画等策定支援業務	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 名古屋	R6. 9. 20	12, 023, 000	本業務においては、専門的な調査・分析を行うことや独自性のある提案が必要になるなど専門性ととも質の高さが求められる業務であることから、公募型プロポーザルにより企画提案等を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。 【評価合計点】 1位 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 名古屋 (351点) 2位 B社 (336点) 3位 C社 (316点) 4位 D社 (297点)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2285)
34	令和6年度 フィリピン若者向け浜松ライフ魅力発信事業業務委託	株式会社M. S. L A B 代表取締役 国分 翔悟	R6. 8. 13	3, 000, 000	やらまいかアンバサダーである三海郁弥氏（インフルエンサー、フィリピン在住）を活用した動画制作・配信ができる事業者は、同氏が取締役及び代表を務める株式会社M. S. LAB以外ないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2115)
35	位置情報を活用した市内企業PR動画発信事業業務委託	株式会社週休3日	R6. 7. 1	5, 797, 000	本業務は専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者と判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社週休3日 (303点) 2位：B社 (300点)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2115)
36	ICT企業誘致支援業務	株式会社帝国データバンク 浜松支店	R6. 9. 27	6, 278, 556	本業務は、専門的な知識や経験、データベースを必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者と判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社帝国データバンク (375点) 2位：B社 (345点)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部企業立地推進課 (電話：053-457-2282)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
37	令和6年度農業基盤整備国庫補助事業三ヶ日東部2期地区経営体育成促進換地等調整業務	静岡県土地改良事業団体連合会	R6. 7. 9	2, 926, 000	本業務は、土地改良法第52条第4項及び農林水産省通達に基づき、土地改良換地士の資格を有するものが在籍するなどの体制が整っている事業者が条件となっており、農地所有者や農業者、さらに関係機関との調整を頻繁に行う必要があることから、これら条件を満たす当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農地整備課 (電話：053-457-2314)
38	令和6年度かんがい排水整備国庫補助事業浜松9期地区事業計画概要書等作成業務	静岡県土地改良事業団体連合会	R6. 8. 1	7, 700, 000	本業務は、土地改良法第85条第1項に基づき、受益者である土地改良法第3条資格者の申請のもと、特定の知見や事例に偏ることなく、申請者の総意をもって公正に事業計画を策定しなければならない。 こうした事業計画の特殊性から、本業務は公平かつ中立的立場で臨むことに特に留意する必要がある、遂行できるのは公法人又は公益法人に限られる。 これらの条件を満たす当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農地整備課 (電話：053-457-2315)
39	令和6年度 かんがい排水整備市単独事業 農業用ため池定期点検業務	静岡県土地改良事業団体連合会	R6. 9. 18	2, 508, 000	本業務で実施する監視パトロールの結果を公平、中立に判断し、適切な指導助言を行えるのは、農業農村整備事業に関する各種の調査、計画、設計、点検、機能診断等の専門的知識を有する同法人のみであると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農地整備課 (電話：053-457-2312)
40	令和6年度 木材関連展示会出展事業業務委託	有限会社キーウエストクリエティブ	R6. 8. 20	4, 950, 000	本業務は天竜材（FSC認証材）の利用拡大及び普及のため、斬新でPR力に優れた企画と専門的な知見や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該事業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：有限会社キーウエストクリエティブ（429点） 2位：B社（401点） 3位：C社（393点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部林業振興課 (電話：053-457-2159)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
41	浜松市中央卸売市場再整備事業に係るアドバイザー業務	アルパック・地域経済研究所特定業務委託共同企業体	R6. 9. 12	86, 680, 000	本業務は専門知識やノウハウ、実績等を必要とすることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：アルパック・地域経済研究所特定業務委託共同企業体（385点） 2位：B社（364点） 3位：C社（343点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 （電話：053-427-7403）
42	令和6年度 浜松市駐車場需給バランス調査業務	一般財団法人計量計画研究所	R6. 7. 31	15, 620, 000	同法人は、駐車場の需給状況の把握方法などを定めた駐車場施策ガイドライン（国交省発行）の策定（H30年度）、改定（R4年度）を行ったほか、千代田区の駐車場整備計画改定業務（R1～3年度）など本事業と類似事業の実績があり業務内容に精通している。 また、同法人は令和元年度の浜松市駐車場需給バランス調査業務の受託者であり、その際は同法人が実施した第4回西遠パーソントリップ調査（H18～20）のデータを基に、人口や従業員の増減見込みなどの補正を行い、業務において必要とする2030年度の将来需給の推計を行った。さらに、同法人は第5回パーソントリップ調査（R4～6）（以下、第5回PT調査と言う）の受託者であり、これまでの西遠パーソントリップ調査は一貫して同法人が受託実施したものであり、過去からの推移等を熟知している。 本業務は前回の調査と同様に将来需給の推計を行うものであり、現在実施中の第5回PT調査のデータを活用し、推計方法の検証を行い、その結果によって補正が必要となる。その推計を容易に検証・補正できるのは、過去からの推移や推計の算出を熟知している同法人しかない。さらに、実施中の第5回PT調査のデータの活用を最も円滑に遂行できるのは、第5回PT調査の受託者である同法人である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しない」に該当するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部交通政策課課 （電話：053-457-2441）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
43	令和6年度消防救急デジタル無線システム再整備に係る基本設計業務委託	株式会社イ・エス・エス	R6.7.17	8,250,000	本事業は令和7年度実施設計、令和8年度から令和10年度構築・既設システム撤去を予定する消防救急デジタル無線システムの調達に向けて必要となる課題検証を踏まえた基本設計書等の作成や調達実施要領等の作成支援業務については、その性質上、技術力及び経験則等の質を純粋に追及（評価）する必要があるため公募型プロポーザル方式を採用した。 【評価合計点】※1人持点100点×10名で審査 1位：株式会社イ・エス・エス（656点） （参加は1社のみ）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局情報指令課 （電話：053-475-7551）
44	（一括）不用薬品等（水銀含有）収集運搬業務	ジャパンウエイスト株式会社	R6.7.2	1,419,000	登録業者のうち、廃棄物が発生する場所（静岡県）と処分を行う場所（北海道）で当該廃棄物の収集運搬の許可を有する唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 （電話：053-457-2403）
45	（一括）不用薬品等（水銀含有）処分業務	野村興産株式会社	R6.7.2	1,081,993	登録業者のうち、水銀を含む当該廃棄物をリサイクル処理できる施設を有する唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 （電話：053-457-2403）
46	R6.10導入 小中学校等パソコン等機器保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R6.7.25	29,986,000	浜松市教育ネットワーク内は、導入年度の異なる複数の機器が混在しており機器構成が複雑かつ多岐にわたる。本業務は、令和6年10月から導入する学校情報システムの基盤となるパソコンシステム等の保守業務であり、これまで導入したパソコンシステム等の保守業務は遠鉄システムサービス株式会社が行っている。他の業者に委託した場合、各機器間の調整に影響を及ぼしてしまう可能性があるばかりでなく、障害発生の影響が教育ネットワーク全体に及ぼす可能性がある。安全・確実に教育ネットワークを稼働させ、迅速に障害対応を行うためには遠鉄システムサービス株式会社以外で実施することは不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 （電話：053-457-2403）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
47	学校備品・支出管理システム 機器保守業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	R6. 8. 8	1, 540, 000	本業務の保守対象の機器及びシステムは、西日本 電信電話株式会社浜松支店が設計・構築・機器導 入・設置等を行った。 システムの利用に支障をきたさないようにするた め、構築を行い導入当初より保守を行っている同 者以外では対応が不可能であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部教育施設課 （電話：053-457-2403）
48	令和6年度清竜中学校テニス コート施設撤去・復旧業務	株式会社ティーエムサー ビス	R6. 8. 30	1, 727, 000	河川増水リスクに緊急に対応する必要があり競争 入札を行うことができないことから、業務の実施 が可能であることを確認できた株式会社ティーエ ムサービスへ者特命とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	学校教育部教育施設課 （電話：053-457-2403）
49	令和6年度小中学校図書管理 システム運用保守業務委託 （令和6年10月から令和7 年3月）	株式会社内田洋行 営業 統括グループ	R6. 8. 19	8, 677, 680	運用保守対象の学校図書管理システムは、公募型 プロポーザルにて選定された株式会社内田洋行が 設計・構築等を行った。 同システムの運用・保守は、システム構築を行っ た同社でなければ行うことができないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部教育センター （電話：053-439-3140）
50	令和6年度プレスクール業務 委託	特定非営利活動法人浜松 日本語日本文化研究会	R6. 8. 2	1, 607, 848	公募型プロポーザルにより広く参加者を募り企画 提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事 業者と決定したため。 【総合評価点】 1位：特定非営利活動法人浜松日本語日本文化研 究会（73点）	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部教育支援課（電 話：053-457-2428）
51	不登校デジタル支援運営業務 委託	特定非営利活動法人はま まつ子どものこころを支 える会	R6. 8. 2	4, 816, 900	本事業は単に価格による競争入札ではなく、知識 と経験を活かした事業運営を必要とすることか ら、公募型プロポーザルにより広く参加者を募り 企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最 適事業者と決定したため。 【総合評価点】 1位：特定非営利活動法人はままつ子どものこ ころを支える会（70点）	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部教育支援課（電 話：053-457-2428）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
52	令和6年度 農地台帳システムデータ作成業務	株式会社 フジヤマ	R6. 9. 13	4, 125, 000	多量のデータのシステム一括取り込みなど、仕様書に示す内容が、システムを開発した株式会社フジヤマ以外は、技術的に対応不可となるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	農業委員会事務局 (電話：053-457-2481)
53	水道料金等調定システム機能改修業務（3Dセキュア対応）	日本電気株式会社	R6. 9. 27	22, 198, 000	水道料金等調定システムの著作権等の排他的権利に係るものであり、開発・製造業者以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課 (電話：053-474-7812)
54	令和6年度 大原浄水場外緊急遮断弁点検業務	株式会社前澤エンジニアリングサービス 横浜営業所	R6. 7. 31	5, 060, 000	特別な技術、装備・部品、調達ルート等を必要とするため、他の者では履行することができないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)
55	令和6年度 常光浄水場配水ポンプ分解点検業務	クボタ環境エンジニアリング株式会社	R6. 7. 25	3, 795, 000	特別な技術、装備・部品、調達ルート等を必要とするため、他の者では履行することができないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)
56	令和6年度 常光浄水場配水ポンプ用電動機分解点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 静岡支社	R6. 8. 29	2, 420, 000	特別な技術、装備・部品、調達ルート等を必要とするため、他の者では履行することができないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)
57	令和6年度 住吉配水池緊急遮断弁保守点検業務	株式会社栗本鐵工所 東京支社	R6. 9. 9	1, 023, 000	特別な技術、装備・部品、調達ルート等を必要とするため、他の者では履行することができないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
58	令和6年度 天竜区内急速ろ過機点検業務	株式会社神鋼環境ソリューション 東京支社	R6.7.10	1,760,000	当業務を行うろ過機は、今回の点検業者が開発した製品であり、その構造及び取り扱いとは他社にはない。また、他の業者が点検整備した場合、ろ過機として正常に機能しない恐れがあるばかりか適正な水質が確保できず市民生活に支障を来す恐れもあることから、同業者以外では業務の対応ができないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話：053-922-0035)
59	令和6年度 天竜区内仕切弁等点検業務	天竜北遠上下水道協同組合	R6.9.26	5,225,000	当業務委託は、点検区域が天竜区全般にわたり広域となるため、天竜・春野・佐久間・水窪の各地区において点検体制が構築でき、長年天竜区の水道管工事に携わり仕切弁や空気弁設置箇所の状況を把握している、指定工事業者で構成される天竜北遠上下水道協同組合以外では業務の対応ができないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話：053-922-0035)
60	浜松市営小型自動車競走山陽小型自動車競走場借上ミッドナイト開催運営等業務	株式会社 J P F	R6.7.1	36,715,470	株式会社 J P F は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間、山陽小野田市と包括的民間委託契約を締結し、山陽小型自動車競走場において、勝車投票券の発売、施設・資機材の管理及びメディア宣伝広告等、オートレース開催運営等に係る業務を実施している包括委託事業者である。 当該事業者でなければ、当市が山陽小型自動車競走場を借り上げてミッドナイトレースを開催することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 (電話：053-471-0066)
61	浜松市保健総合管理システム機能改修（新型コロナ定期接種化対応・高齢者インフルエンザ接種券発行対応）業務	日本コンピューター株式会社東京営業所	R6.9.26	1,856,250	開発業者以外では、現行システムの解析に時間と費用がかかり、改修後における運用の安全性、信頼性を維持できないため。 また、ソフトウェアの著作権の点からも開発業者以外では対応ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
62	浜松市新型コロナウイルスワクチン予防接種業務	一般社団法人浜松市医師会	R6. 9. 30	864, 041, 666	専門的技術が必要であり、管轄する地域の予防接種が実施可能な医療機関を総括することができ、安定的に接種環境を提供できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
63	東地域史跡ガイドマップの作成業務	株式会社中央ジオマチックス	R6. 9. 2	1, 260, 600	「歴史と文化が香るまちガイドマップ」は平成23年度に東区の事業として、当該事業者にて委託及び権利を所有する地図データをベースに史跡等の情報を編集し完成させたもの。 これまでも改訂版は、当該事業者にて委託し更新しており、今回、区再編後の改訂版を作成するに当たり、現行のガイドブックで使用している地図データの権利を保有し、初版の作成及び改訂版の作業等を誠実に対応、完了させた当該事業者にて委託することが、円滑な作業と経費の低減が見込めるため、随意契約にて当該事業者にて委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	東行政センター地域振興 (電話：053-424-0115)
64	浜松婚活イベント業務	縁結びコンシェルジュ福良	R6. 7. 1	2, 464, 546	本業務は、婚活イベントについて専門的な知識や経験を必要とするため、公募型プロポーザル方式にて、企画イベントの内容や運営体制などを審査し、当該業者を最適なものと判断をしたため。 【評価合計点】 1位：縁結びコンシェルジュ福良（535点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部こども若者政策課 (電話：053-457-2795)
65	家庭教育講座等業務	一般社団法人ここみ	R6. 7. 1	2, 998, 600	本業務は、子育てに関する広範かつ専門的な知識と豊かな経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により、企画提案内容等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断をしたため。 【評価合計点】 1位：一般社団法人ここみ（566点） 2位：B社（397点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部こども若者政策課 (電話：053-457-2795)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
66	浜松市子ども・若者総合相談センター運営業務	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R6. 8. 1	49, 408, 995	本業務は、子ども・若者総合相談センターの運営について専門的な知識や経験を必要とするため、公募型プロポーザル方式にて、相談スキルや運営体制等を審査し、当該業者を最適なものであると判断をしたため。 【評価合計点】 1位：特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会（670点） 2位：B社（546点） 3位：C社（540点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部青少年育成センター （電話：053-457-2418　）
67	令和6年度　浜松市新型コロナウイルスワクチン予防接種業務	一般社団法人浜松市浜北医師会	R6. 9. 30	157, 012, 990	専門的技術が必要であり、管轄する地域の予防接種が実施可能な医療機関を総括することができ、安定的に接種環境を提供できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部浜名健康づくりセンター （電話：053-585-1171）